

静岡県立大学短期大学部学則

平成19年4月1日 規則第49号

改正 平成20年2月14日、平成20年4月1日、平成20年6月1日
平成20年4月24日、平成21年4月1日、平成22年4月1日
平成23年4月1日、平成24年3月23日、平成26年4月1日
平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成28年7月15日
平成28年10月1日、平成31年4月1日、令和2年3月1日
令和2年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日
令和6年4月1日、令和7年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については別に定める。

第2章 組織

(学科、専攻及び学生定員)

第2条 本学において設置する学科、専攻及び学生定員は次のとおりである。

学科・専攻	入学定員	収容定員
歯科衛生学科	40人	120人
社会福祉学科		
社会福祉専攻	20	40
介護福祉専攻	50	100
こども学科	30	60
計	140	320

(人材養成等教育研究上の目的)

第2条の2 本学各学科等における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 歯科衛生学科は、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する。
- (2) 社会福祉学科は、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成する。
 - ア 社会福祉専攻では、保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術とを兼ね備えた社会福祉士を養成する。
 - イ 介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言ができる介護福祉士を養成する。
- (3) こども学科は、子どもの健やかな育ちを保障するための高度な専門知識と実践能力に加え、教養及び豊かな人間性を持ち自ら学び続けることのできる保育者を養成する。
- (4) 一般教育においては、主体的判断力を持った自立的個人を養成するために、論理的思考能力・科学的観察力・批判的精神を培う。

(附属図書館)

第3条 本学に、附属図書館を置く。

(事務部及び学生部)

第4条 本学に、事務部及び学生部を置く。

第3章 職員組織

(職員)

第5条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(学長)

第5条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(短期大学部部長)

第6条 本学に、短期大学部部長を置き、短期大学部の教授をもって充てる。

2 本学に、短期大学部副部長を置き、短期大学部の教授をもって充てる。

3 短期大学部部長及び短期大学部副部長に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第7条 本学に多年勤務し、教育上、学術上功績のあった者に、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与について必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会及び入学者選抜実施委員会等

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者選抜実施委員会等)

第9条 本学に、入学者選抜実施委員会その他の委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(4) 本学の開学記念日

(5) 春期休業日 3月21日から4月3日まで

(6) 夏期休業日 8月15日から9月15日まで

(7) 冬期休業日 12月29日から翌年1月5日まで

2 必要がある場合には、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 修業年限は、2年（歯科衛生学科にあっては、3年）とする。

(在学年限)

第14条 学生は、修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学できない。ただし、第20条第1項の規定により入学した学生又は第32条第1項の規定により転学科若しくは専攻の移籍をした学生は、それぞれ第20条第2項又は第32条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学できない。

第7章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第1項第3号から第5号までに該当する者（第5号にあっては、国際バカロレア資格を有する者で満18歳に達した者に限る。）並びに第20条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程〈昭和26年文部省令第13号〉により大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第17条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、別に定める場合を除き、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学、再入学)

第20条 短期大学を卒業した者又は退学した者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

2 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 授業科目は、教養科目及び専門科目に分ける。

(単位の計算法)

第22条 各授業の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第23条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。

2 試験及び成績の評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位（歯科衛生学科にあっては、46単位）を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第25条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位（歯科衛生学科にあっては、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて46単位）を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第25条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位（歯科衛生学科にあっては、46単位）を超えないものとする。この場合において、第25条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位（歯科衛生学科にあっては53単位）を超えないものとする。

(単位互換に関する規定)

第25条の4 前3条の規定により履修した授業科目に関する単位については、教授会の議に基づき、卒業の要件となる単位として認定することができる。

2 単位互換に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第26条 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評価をもって合格を表すことができる。

(授業科目の種類、単位数等)

第27条 各学科の授業科目の種類、単位数は、別表のとおりとする。

2 そのほか必要な事項については、別に定める。

第9章 休学、転学、転学科及び専攻の移籍、留学、退学並びに除籍

(休学)

第28条 疾病その他特別の理由により2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の手続に関し、必要な事項は別に定める。

(休学期間)

第29条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条の在学期間には算入しない。

(復学)

第30条 復学しようとする者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の手続に関し、必要な事項は別に定める。

(転学)

第31条 他の短期大学若しくは大学への入学または他の短期大学への転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学科及び専攻の移籍)

第32条 本学の他の学科又は専攻への移籍を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、学長はこれを許可することができる。

2 第1項の規定により転学科又は専攻の移籍を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第33条 外国の短期大学又は、大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第36条に定める在学期間に含めることができる。

3 第25条の規定は、外国の短期大学又は大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 入学料を所定の期日までに納入しない者

(2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(3) 第14条に定める在学年限を超えた者

(4) 第29条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業及び資格

(卒業の要件)

第36条 本学に第13条に定める年数（第20条第1項の規定により入学した者又は第32条第1項の規定により転学科又は専攻の移籍をした者は、それぞれ第20条第2項又は第32条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表に定める卒業単位数を修得しなければならない。

(卒業)

第36条の2 前条の卒業要件をみたした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(卒業の時期)

第37条 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位授与)

第37条の2 第36条の2の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格)

第38条 本学において取得することができる資格は、次の表のとおりとする。この場合において、保育士資格を取得するためには、社会福祉学科社会福祉専攻又はこども学科において、所定の授業科目を履修し、その単位を修得するほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号に規定する厚生労働大臣の定める修業教科目として必要な授業科目を履修し、その単位を取得しなければならない。

学科・専攻	資格の種類
歯科衛生学科	歯科衛生士国家試験受験資格
社会福祉学科・社会福祉専攻	保育士資格
社会福祉学科・介護福祉専攻	介護福祉士国家試験受験資格
こども学科	保育士資格

(教職に関する免許)

第38条の2 幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、こども学科において、所定の授業科目を履修し、その単位を修得するほか、教育職員免許法施行規則（昭和24年文部省令第38号）第6条に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第11章 賞罰

(表彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第40条 本学の規則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 第1項及び第2項に関して、別に規程及びガイドラインを定めるものとする。

第12章 厚生施設

(厚生施設)

第41条 学生の福利厚生を図るため、厚生施設を置く。

第13章 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講学生、社会人専門講座受講生、介護技術講習受講者及び外国人留学生

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学科の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することができる者は、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、その期間を更新することができる。

(委託生)

第43条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、各学科の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第44条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第24条及び第26条の規定を準用して単位を与えることができる。

(社会人聴講生)

第44条の2 本学において、社会人聴講生として特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学科の教育の支障のない範囲において教授会の議を経て、学長が聴講を許可することができる。

2 聴講を志願することのできる者は、社会人としての経験を有する者で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(2) 前項のほか当該科目を履修する能力があると学長が認めた者

3 社会人聴講生は、学期毎に許可する。

(特別聴講学生)

第45条 他の短期大学又は大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の短期大学又は大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(社会人専門講座受講生)

第45条の2 本学が開設する社会人を対象とした高度で専門性の高い講座の受講を志願する者があるときは、学長は教授会の議を経て社会人専門講座受講生として受講を許可することができる。

2 社会人専門講座受講生を志願することのできる者は、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力

があると認められた者とする。

3 専門講座の単位認定は行わない。

(介護技術講習受講者)

第45条の3 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第22条第4項の規定に基づく講習（以下「介護技術講習」という。）を行うことができる。

2 学長は、課程修了の認定を行った受講者に対し、介護技術講習修了証明書を交付する。

(外国人留学生)

第46条 外国人で本学に留学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第21条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第47条 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講学生、社会人専門講座受講生、介護技術講習受講者及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 入学検定料、入学料、授業料、研究料、聴講料、社会人専門講座受講料及び介護技術講習受講料

(入学検定料、入学料、授業料、研究料、聴講料、社会人専門講座受講料及び介護技術講習受講料)

第48条 入学検定料、入学料、授業料、研究料、聴講料、社会人専門講座受講料及び介護技術講習受講料（以下「授業料等」という。）の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第49条 授業料は年額の2分の1に相当する額を次の2期に区分して、それぞれ当該期日までに納付しなければならない。

前学期分 4月25日まで

後学期分 10月25日まで

(復学の場合の授業料)

第50条 前学期又は後学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第51条 学年の途中で卒業する者は、卒業する当該学期までの授業料を納付するものとする。

(休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料)

第52条 前学期又は後学期の中途において休学、退学、転学及び除籍された者から徴収する当該学期分の授業料の額は、その全額とする。ただし、休学が前学期又は後学期の全期間にわたるときは、その期分の授業料は徴収しない。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料等の減免等)

第53条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条の規定により授業料等減免対象者として認定された者に対しては、同法の規定により授業料等の全部又は一部を免除するものとする。

2 前項に定めるもののほか、経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等（介護技術講習受講料を除く。）の全部若しくは一部を免除し、又は分割して納付させることができる。

3 授業料等（介護技術講習受講料を除く。）の減免及び授業料の分割納付に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料等の納付)

第54条 入学料、研究料及び聴講料は、別に定める場合を除き、入学の手続きを行うときには納付しなければならない。ただし、研究期間の更新を許可された研究生に係る研究料は、当該許可された日から10日以内に納付しなければならない。

2 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納付しなければならない。

3 社会人専門講座受講料及び介護技術講習受講料は、受講の手続きを行うときに納付しなければならない。

(授業料等の還付)

第55条 既納の授業料等の還付については、別に定めるところによる。

第15章 短期大学開放
(短期大学開放)

第56条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するために、短期大学開放事業を行うことができる。
2 短期大学開放に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 雑則
(委任)

第57条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

- 附 則
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際廃止された静岡県立大学短期大学部学則（以下「廃止前の学則」という。）に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。
- 3 平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間における学生定員は、第2条の規定にかかわらず、次の表の期間の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の定員の項に掲げるとおりとする。
- ただし、表中の「看護学科」は平成19年4月1日以後に入学する者に適用し、同日前に入学した者については、「第一看護学科」と読み替えるものとする。

期 間		平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで				平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで			
	学科・専攻	1年次	2年次	3年次	収容定員	1年次	2年次	3年次	収容定員
定 員	看護学科	80人	80人	80人	240人	80人	80人	80人	240人
	歯科衛生学科	40	40		80	40	40	40	120
	社会福祉学科								
	社会福祉専攻	50	50		100	50	50		100
	介護福祉専攻	50	50		100	50	50		100
	計	220	220	80	520	220	220	120	560

- 附 則
- この学則は、平成20年2月14日から施行する。
- 附 則
- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表Ⅲの規定は、平成20年4月1日以後に社会福祉学科社会福祉専攻に入学する者に係る授業科目の単位数について適用し、同日前に社会福祉学科社会福祉専攻に入学した者に係る授業科目の単位数については、なお従前の例による。
- 附 則
- この学則は、平成20年6月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は、平成20年7月24日から施行する。
- 附 則
- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表Ⅰ及びⅣの規定は、平成21年4月1日以後に看護学科又は社会福祉学科介護福祉専攻に入学する者に係る授業科目の種類、単位数及び卒業単位数について適用し、同日前に看護学科又は社会福祉学科介護福祉専攻に入学した者に係る授業科目の種類、単位数及び卒業単位数については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表Ⅲの規定は、平成21年4月1日以後に社会福祉学科社会福祉専攻に入学する者に係る授業科目の種類及び単位数について適用し、同日前に社会福祉学科社会福祉専攻に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第38条の規定は、平成29年4月1日以後に社会福祉学科介護福祉専攻を卒業する者について適用し、同日前に社会福祉学科介護福祉専攻を卒業した者については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に社会福祉学科介護福祉専攻を卒業した者については、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「平成28年改正法」という。）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号。以下「平成19年改正法」という。）附則第6条の2から第6条の4までの規定により、当該規程に定める期間介護福祉士となる資格を有する。
- 4 平成29年4月1日以後に社会福祉学科介護福祉専攻を卒業した者で介護福祉士でないものは、平成28年改正法第5条の規定による改正後の平成19年改正法第3条の2の規定により改正された社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条の規定により、准介護福祉士となる資格を有する。
- 5 改正後の学則別表Ⅲの規定は、平成23年4月1日以後に社会福祉学科社会福祉専攻に入学する者に係る授業科目の種類及び単位数について適用し、同日前に社会福祉学科社会福祉専攻に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第26条並びに別表Ⅱ、Ⅲ及びⅣの規定は、平成26年4月1日以後に歯科衛生学科、社会福祉学科社会福祉専攻及び社会福祉学科介護福祉専攻に入学する者について適用し、同日前に歯科衛生学科、社会福祉学科社会福祉専攻及び社会福祉学科介護福祉専攻に入学した者並びに看護学科については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表Ⅱ、Ⅲ及びⅣの規定は、平成28年4月1日以後に歯科衛生学科、社会福祉学科社会福祉専攻及び社会福祉学科介護福祉専攻に入学する者について適用し、同日前に歯科衛生学科、社会福祉学科社会福祉専攻及び社会福祉学科介護福祉専攻に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における学生定員は、第2条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	学科・専攻	1年次	2年次	3年次	収容定員
定 員	看護学科			80人	80人
	歯科衛生学科	40人	40人	40	120
	社会福祉学科				
	社会福祉専攻	20	50		70
	介護福祉専攻	50	50		100
	こども学科	30			30
	計	140	140	120	400

附 則

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱの規定は、平成31年4月1日以降に社会福祉学科社会福祉専攻に入学する者について適

用し、同日前に社会福祉学科社会福祉専攻に入学した者については、なお従前の例による。また、別表Ⅳの規定は、平成31年4月1日以降にこども学科に入学する者について適用し、同日前にこども学科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱの規定は、令和2年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱの規定は、令和3年4月1日以降に社会福祉学科社会福祉専攻に入学する者について適用し、同日前に社会福祉学科社会福祉専攻に入学した者については、なお従前の例による。また、別表Ⅲの規定は、令和3年4月1日以降に社会福祉学科介護福祉専攻に入学する者について適用し、同日前に社会福祉学科介護福祉専攻に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅰの規定は、令和4年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ及びⅣの規定は、令和6年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に社会福祉学科社会福祉専攻及びこども学科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの規定は、令和7年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅰ 歯科衛生学科

授 業 科 目			単位数		備考
			必修	選択	
教養科目	人間理解	現代と哲学		2	
		現代と歴史		2	
		文学		2	
		人間の心理		2	
		生命と倫理		2	
		言語と表現		2	
		音楽通論		2	
	人間と現代社会	生活と法		2	
		発達と教育		2	
		現代社会学		2	
		国際関係論		2	
		情報・メディアの法と倫理		2	
	人間と自然環境	生活の化学		2	
		生物学		2	
		地球環境論		2	
		食生活と環境		2	
	地域と生活	地域文化論		2	
		地域社会論		2	
		日本経済論		2	
	知の技法	英語		2	
		実用英会話		2	
		応用英語		2	
		データサイエンス入門		2	
		標本調査		2	
		情報処理演習		1	
		情報の活用		1	
	健康とスポーツ	体育実技		1	
		健康科学論		1	
	総合	総合科目Ⅰ		2	
専門科目	専門基礎教育科目	生理学	1		
		解剖学	2		
		組織発生学	1		
		生化学	1		
		口腔生理学	2		
		口腔解剖学	2		
		口腔発達学	1		
		高齢者歯科学	1		
		障害者歯科学	1		
		病理学	2		
		病態学		1	
		口腔病理学	1		
		微生物学	2		
		口腔微生物学	1		
		薬理学	2		
		歯科薬理学	1		
		口腔衛生学Ⅰ	2		
		口腔衛生学Ⅱ	1		
		歯科衛生統計学	1		
		衛生学・公衆衛生学	2		
		歯科衛生行政学	1		
		社会保険論	1		

授 業 科 目			単位数		備考		
			必修	選択			
専 門 科 目	専 門 教 育 科 目	歯科衛生学総論		2			
		歯科衛生倫理		1			
		臨床歯科医学序論			1		
		臨床検査法		1			
		歯科保存学		1			
		歯周治療学		1			
		歯科補綴学		1			
		小児歯科学		1			
		口腔外科学		1			
		歯科矯正学		1			
		歯科放射線学		1			
		臨床歯科医学特論			1		
		歯科予防処置論		1			
		齲蝕予防処置実習		1			
		歯周疾患予防処置論		1			
		歯周疾患予防処置実習Ⅰ		1			
		歯周疾患予防処置実習Ⅱ		1			
		臨床歯科診査法		1			
		栄養学・歯科栄養学		2			
		歯科保健指導論		1			
		歯科保健指導実習		1			
		地域歯科保健論		1			
		地域歯科保健実習		1			
		歯科衛生過程		1			
		口腔保健管理学実習		1			
		食生活指導演習Ⅰ		1			
		食生活指導演習Ⅱ			1		
		歯科材料学		1			
		歯科材料学実習		1			
		歯科診療補助論		1			
		歯科診療補助・支援実習Ⅰ		1			
		歯科診療補助・支援実習Ⅱ		1			
		感染予防法		1			
		救急処置法		1			
	障害者歯科保健介護論		1				
	口腔介護予防・リハビリテーション法		1				
	障害者歯科保健介護実習		1				
	臨地実習基礎		1				
	臨地実習応用		1				
	臨地実習Ⅰ		5				
	臨地実習Ⅱ		6				
	臨地実習Ⅲ		7				
	選 択 必 修 科 目	学科共通科目	医療福祉システム論			1	
			人間関係と援助技術			1	
			ホスピタルプレイⅠ（入門編）			1	
			ホスピタルプレイⅡ（障がい児編）			1	
		臨床心理				1	
災害時歯科保健				1			
健康社会学				1			
介護概論・介護技術				1			
カウンセリング入門				1			
社会福祉論				1			
リハビリテーション				1			
歯科衛生総合演習Ⅰ				1			
歯科衛生総合演習Ⅱ				1			
合 計			85	71			

◎ 卒業単位数 102 単位以上

別表Ⅱ 社会福祉学科社会福祉専攻

授 業 科 目			単位数		備考
			必修	選択	
教養科目	人間理解	現代と哲学		2	
		現代と歴史		2	
		文学		2	
		人間の心理		2	
		生命と倫理		2	
		言語と表現		2	
		音楽通論		2	
	人間と現代社会	生活と法		2	
		発達と教育		2	
		現代社会学		2	
		国際関係論		2	
	地域と生活	情報・メディアの法と倫理		2	
		地域文化論		2	
		日本経済論		2	
専門科目	社会福祉士専門科目	地域社会論		2	
		人間の自然環境		2	
		生活の化学		2	
		生物学		2	
		地球環境論		2	
		食生活と環境		2	
		知の技法		2	
	社会福祉士専門科目	英語		2	
		実用英会話		2	
		応用英語		2	
		データサイエンス入門		2	
		標本調査		2	
専門科目	社会福祉士専門科目	情報処理演習		1	
		情報の活用		1	
		健康とスポーツ		1	
		体育実技		1	
		総合		2	
	社会福祉士専門科目	総合科目Ⅰ		2	
		学科共通科目		1	
		医療福祉システム論		1	
		人間関係と援助技術		1	
		ホスピタルプレイⅠ（入門編）		1	
		ホスピタルプレイⅡ（障がい児編）		1	
	人・社会・生活	社会保障論Ⅰ		2	
		社会保障論Ⅱ		2	
		社会調査の基礎		2	
	相談支援の理念と方法	ソーシャルワーク論Ⅲ		2	
		ソーシャルワーク論Ⅳ		2	
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	1		
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		
	地域の基盤整備	ソーシャルワーク演習Ⅲ	2		
		地域福祉と包括的支援体制		2	
専門科目	社会福祉士専門科目	福祉サービスの組織と経営		1	
		サービス関連		2	
		老人福祉論		2	
		障害者福祉論		2	
		公的扶助論		2	
	実習総括科目	権利擁護と成年後見制度		1	
		司法福祉		2	
		ソーシャルワーク実習指導		3	
	実習総括科目	ソーシャルワーク実習		5	

授 業 科 目			単位数		備考	
			必修	選択		
専 門 科 目	社会福祉士・保育士共通科目	子ども家庭福祉	2			
		社会福祉原論Ⅰ	2			
		社会福祉原論Ⅱ	2			
		ソーシャルワーク論Ⅰ	2			
		ソーシャルワーク論Ⅱ	2			
		介護福祉論		2		
		医学一般（基礎）		2		
	保 育 士 専 門 科 目	保育の本質・目的 に関する科目	保育原理		2	
			子ども家庭支援論		2	
			社会的養護Ⅰ		2	
			保育者論		2	
		保育の対象の理解 に関する科目	保育の心理学		2	
			子ども家庭支援の心理学		2	
			子どもの理解と援助		1	
			子どもの保健		2	
			子どもの食と栄養		2	
		保育の内容・方法 に関する科目	教育課程・保育計画論		2	
			保育内容総論		1	
			保育内容指導法（健康）		2	
			保育内容指導法（人間関係）		2	
			保育内容指導法（環境）		2	
			保育内容指導法（言葉）		2	
			保育内容指導法（表現）		4	
			保育内容の理解と方法Ⅰ（言葉）		1	
			保育内容の理解と方法Ⅰ（音楽）		1	
			保育内容の理解と方法Ⅰ（造形）		1	
			保育内容の理解と方法Ⅰ（身体）		1	
			保育内容の理解と方法Ⅲ（音楽）		1	
			乳児保育Ⅰ		2	
			乳児保育Ⅱ		1	
			子どもの健康と安全		1	
			障がい児保育Ⅰ		1	
障がい児保育Ⅱ				1		
社会的養護Ⅱ				1		
子育て支援			1			
保育実習		保育実習Ⅰ		4		
	保育実習指導Ⅰ		2			
総合演習	保育実践演習・卒業研究		2			
保育士選択必修科目	臨床心理学		2			
	障がいとコミュニケーション技法		1			
	保育内容の理解と方法Ⅱ（言葉）		1			
	保育内容の理解と方法Ⅱ（音楽）		1			
	保育内容の理解と方法Ⅱ（造形）		1			
	保育内容の理解と方法Ⅱ（身体）		1			
	保育実習Ⅱ		2			
	保育実習Ⅲ		2			
	保育実習指導Ⅱ		1			
	保育実習指導Ⅲ		1			
総括科目	児童・家族福祉支援論	2				
	社会福祉演習		1			
合計			17	159		

◎ 卒業単位数 66 単位以上

別表Ⅲ 社会福祉学科介護福祉専攻

授 業 科 目			単位数		備考	
			必修	選択		
教養科目	人間理解	現代と哲学		2		
		現代と歴史		2		
		文学		2		
		人間の心理		2		
		生命と倫理		2		
		言語と表現		2		
		音楽通論		2		
	人間と現代社会	生活と法		2		
発達と教育			2			
現代社会学			2			
国際関係論			2			
情報・メディアの法と倫理			2			
地域と生活	地域文化論		2			
	日本経済論		2			
	地域社会論		2			
人間と自然環境	生活の化学		2			
	生物学		2			
	地球環境論		2			
	食生活と環境		2			
知の技法	英語		2			
	実用英会話		2			
	応用英語		2			
	データサイエンス入門		2			
	標本調査		2			
	情報処理演習		1			
	情報の活用		1			
健康とスポーツ	健康科学論		1			
	体育実技		1			
総合	総合科目Ⅰ		2			
専門科目	学科共通科目	医療福祉システム論		1		
		人間関係と援助技術		1		
		ホスピタルプレイⅠ（入門編）		1		
		ホスピタルプレイⅡ（障がい児編）		1		
	人間と社会	人間の尊厳と自立	社会福祉Ⅰ	2		
		人間関係とコミュニケーション	障害とコミュニケーション技法	1		
			福祉経営とリーダーシップ	2		
		社会の理解	社会福祉Ⅱ	2		
			社会保障論	2		
		その他の人間と社会に関する科目	家族福祉論		2	
			児童福祉論		2	
			公的扶助		2	
	介護レクリエーションⅠ			0.5		
	介護レクリエーションⅡ			0.5		
	介護レクリエーションⅢ			0.5		
	介護レクリエーションⅣ		0.5			
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	身体のしくみⅠ	2		
			身体のしくみⅡ	2		
身体のしくみⅢ			2			
心のしくみ			2			
障害の理解		障害者の生活の理解Ⅰ	2			
		こころの障害	2			
認知症の理解		認知症の理解Ⅰ	2			
		認知症の理解Ⅱ	2			
発達と老化の理解	発達と老化Ⅰ	2				
	発達と老化Ⅱ	2				

授 業 科 目				単位数		備考
				必修	選択	
専 門 科 目	介護	介護の基本	介護福祉論Ⅰ	2		
			介護福祉論Ⅱ	2		
			高齢者の生活の理解Ⅰ	2		
			高齢者の生活の理解Ⅱ	2		
			障害者の生活の理解Ⅱ	2		
			介護リハビリテーション	1		
		コミュニケーション 技術	コミュニケーションⅠ	2		
			コミュニケーションⅡ	2		
		生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	1		
			生活支援技術Ⅱ	1		
			生活支援技術Ⅲ	2		
			生活支援技術Ⅳ	1		
			基礎介護技術	2		
			応用介護技術	2		
			発展介護技術	1		
		介護過程	介護過程Ⅰ	1		
			介護過程Ⅱ	1		
			介護過程Ⅲ	1		
			介護過程Ⅳ	1		
			発展介護過程	1		
		介護総合演習	介護実習指導Ⅰ	2		
			介護実習指導Ⅱ	2		
		介護実習	介護実習ⅠA	1		
			介護実習ⅠB	2		
			介護実習ⅡA	4		
			介護実習ⅡB	3		
医療的 ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	2			
		医療的ケアⅡ	1			
		医療的ケアⅢ	2			
総括科目		社会福祉演習		2		
		介護福祉演習	2			
合計				80	68	

◎ 卒業単位数 99 単位以上

別表Ⅳ こども学科

授 業 科 目			単位数		備考
			必修	選択	
教養科目	人間理解	現代と哲学		2	
		現代と歴史		2	
		文学		2	
		人間の心理		2	
		生命と倫理		2	
		言語と表現		2	
		音楽通論		2	
教養科目	人間と現代社会	生活と法		2	
		発達と教育		2	
		現代社会学		2	
		国際関係論		2	
		情報・メディアの法と倫理		2	
	地域と生活	地域文化論		2	
		日本経済論		2	
教養科目	人間と自然環境	地域社会論		2	
		生活の化学		2	
	知の技法	生物学		2	
		地球環境論		2	
		食生活と環境		2	
		英語		2	
		実用英会話		2	
専門科目	健康とスポーツ	応用英語		2	
		データサイエンス入門		2	
		標本調査		2	
		情報処理演習		1	
		情報の活用		1	
	総合	健康科学論		1	
		体育実技		1	
専門科目	学科共通科目	総合科目Ⅰ		2	
		医療福祉システム論		1	
		人間関係と援助技術		1	
		ホスピタルプレイⅠ（入門編）		1	
	保育の基礎理論	ホスピタルプレイⅡ（障がい児編）		1	
		教育原理	2		
		幼児教育者論	2		
		教育社会学	2		
		教育心理学	2		
		保育原理	2		
	保育の計画と領域・指導法に関する科目	教育課程・保育計画論	2		
		保育内容総論	1		
		保育内容指導法（健康）	2		
		保育内容指導法（人間関係）	2		
		保育内容指導法（環境）	2		
		保育内容指導法（言葉）	2		
		保育内容指導法（表現）	4		
		子どもの健康	1		
		子どもの環境	1		
		子どもの表現A	1		
		子どもの表現B	1		
		特別な教育的ニーズの理解と支援	2		
		教育の方法と技術	2		
専門科目	幼小連携に関する科目	幼児理解	2		
		乳児保育Ⅰ		2	
		乳児保育Ⅱ		1	
		生活		2	

授 業 科 目			単位数		備考
			必修	選択	
専 門 科 目	保育の技術に関する科目	保育内容の理解と方法Ⅰ（言葉）	1		
		保育内容の理解と方法Ⅰ（音楽）	1		
		保育内容の理解と方法Ⅰ（造形）	1		
		保育内容の理解と方法Ⅰ（身体）	1		
		保育内容の理解と方法Ⅲ（音楽）		1	
		保育の心理学	2		
		子ども家庭支援の心理学		2	
		子どもの理解と援助		1	
		子どもの保健		2	
		子どもの健康と安全		1	
		子どもの食と栄養		2	
		子ども家庭支援論		2	
	相談と援助に関する科目	教育相談	2		
		子育て支援		1	
	福祉の課題に関する科目	社会福祉原論Ⅰ		2	
		子ども家庭福祉		2	
		社会的養護Ⅰ		2	
		社会的養護Ⅱ		1	
	保育士選択必修科目	介護福祉論		2	
		臨床心理学		2	
		障がいとコミュニケーション技法		1	
		保育内容の理解と方法Ⅱ（言葉）		1	
		保育内容の理解と方法Ⅱ（音楽）	1		
		保育内容の理解と方法Ⅱ（造形）	1		
		保育内容の理解と方法Ⅱ（身体）		1	
	教育・保育実践に関する科目	教育実習		4	
		教育実習指導		1	
		保育実習Ⅰ		4	
		保育実習指導Ⅰ		2	
		保育実習Ⅱ		2	
		保育実習Ⅲ		2	
		保育実習指導Ⅱ		1	
		保育実習指導Ⅲ		1	
		保育・教職実践演習		2	
	教職教養科目	日本国憲法		2	
	総括科目	卒業研究	2		
合計			47	110	

◎ 卒業単位数 66 単位以上